

エンジョイワーク・こころ 通信

〒184-0013
東京都小金井市前原町3-41-15 小金井市役所第二庁舎1階
エンジョイワーク・こころ
TEL 042-387-9866 FAX 042-380-7765
URL <http://www.e-w-cocolo.com>

2023年5月25日発行

vol. 22

エンジョイワーク・こころの2023年にむけて 所長 ポーバル聡美

2023年度は、ここ3年の間、支援においても皆さんの生活の上でも影響のあったコロナ感染対策が緩和され5類に移行する流れのなかで、センターに登録されている皆さんの毎日も、通常勤務に戻る、テレワークの併用等、勤務形態への変化が見られます。昨年は、生活面での支援が増加するなか、相談件数7,364件と100件程度増という結果でした。支援ニーズの幅も更に広がり、働く場所、移動手段、日時、環境、経済的な問題等も相談に挙がるが多かったと思います。

令和6年4月からは、障害のある方の雇用率がアップし、週10~20時間という短時間での働き方も雇用率に算定される事になります(詳細は紙面4Pをご覧ください)。働く上でのニーズや希望は、1人ひとり違います。上昇志向のある人、反対に毎日同じ仕事をコツコツと続けていきたい人等、指向も関わってきます。「雇用の質」として考えたとき、企業側に答えを求めがちですが、個人の中に、エンプロイアビリティが育つことも一つの軸になるのではないかと思います。併せて、小金井市内での“短時間で働く”も形にしていきたいと考えています。



昨年度の勤続表彰式



就労支援者連絡会報告

就労支援者連絡会では年2回小金井市内の事業所の皆さんにお集まりいただき講演会及び意見交換会、情報提供などを行っています。

第1回 『「働きたい」を叶えるために必要な支援とは』

各事業所での一般就労に向けた取り組みや、一般就労のために必要な支援について意見交換を行いました。一口に「一般就労を目指す」といっても事業所ごとに様々な悩みや、課題があることが分かりました。センターからは就労の可能性を拡げる「超短時間雇用」に関する情報提供を行いました。

第2回 『就労支援におけるアセスメントとプランニング』

東京障害者職業センター多摩支所の熊谷氏をお招きし、お話しいただきました。参加された方からは「今回学んだアセスメントが就労以外でも事業所の作業環境改善にも活かそうだ」「最新の情報を知ることが出来た」などの感想がありました。

今後も皆さんと共に就労支援を考える場として「小金井市就労支援者連絡会」を作り上げていきたいと思っています。

2023年度事業計画

- 5月 第1回 どようの広場
- 7月 第1回 就労支援者連絡会
- 8月 第1回 こころの会
- 9月 第2回 どようの広場
- 10月 豊かな社会生活のための講座
- 11月 勤続表彰式
- 12月 第3回 どようの広場
「クリスマス会」
- 1月 第2回 就労支援者連絡会
- 3月 第2回 こころの会

※コロナ感染拡大の影響により、計画や日程の変更、中止の場合もあります

「親なきあと」の暮らしと 制度を考える

ダイジェスト

昨年、センター開所 15 周年を記念し作成した講演動画。「親なきあと」相談室を主催する渡部伸先生をお迎えし、自立に大切なことや様々なヒントをたっぷりとお話しいただきました。YouTube 配信（12 月の期間限定）では、たくさんの反響が寄せられています。この紙面では、動画の内容の中からほんの一部ですが抜粋してお届けします。配信後のアンケート結果も一部紹介いたします。講演資料は就労支援センターのホームページからダウンロードできますのでぜひご利用ください！

住まい、お金、生活支援。「親なきあと」の課題は主にこの 3 つです。小金井市の課題ごとの相談窓口は下の表のようになっています。それぞれの制度やサービスについていくつか解説します。

小金井市の相談窓口一覧

相談窓口 (施設・事業所)	相談できる支援 (申請できる制度・サービス)	
小金井市役所 自立生活支援課	住まい	短期入所（ショートステイ） 共同生活援助（グループホーム） 宿泊型自立訓練/通勤寮
	生活支援	居宅介護（ホームヘルプサービス） 移動支援（ガイドヘルプ） 自立支援医療（精神通院医療）
	お金	障害者扶養共済制度
小金井市社会福祉協議会	生活支援	成年後見制度 利用相談 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） 福祉総合相談窓口（生活困窮者自立相談支援事業） 生活福祉金貸付制度
	住まい	居住支援相談窓口
地域生活支援センターそら	住まい	居住サポート事業（3 障害対象）

共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法のサービスの一つです。世話人や生活支援員という職員から日常生活上の援助を受けながら共同生活を送ることが出来ます。利用期限のない滞在型、精神障害者対象で利用期限のある通過型の 2 種類があり、住居スタイルもシェアハウス（一軒家）タイプやサテライト（アパート）タイプなどがあります。確実に数は増えていますが、地域差もあります。市の自立生活支援課の他、相談支援事業所、東京福祉保健局のホームページなどで探すことが出来ます。



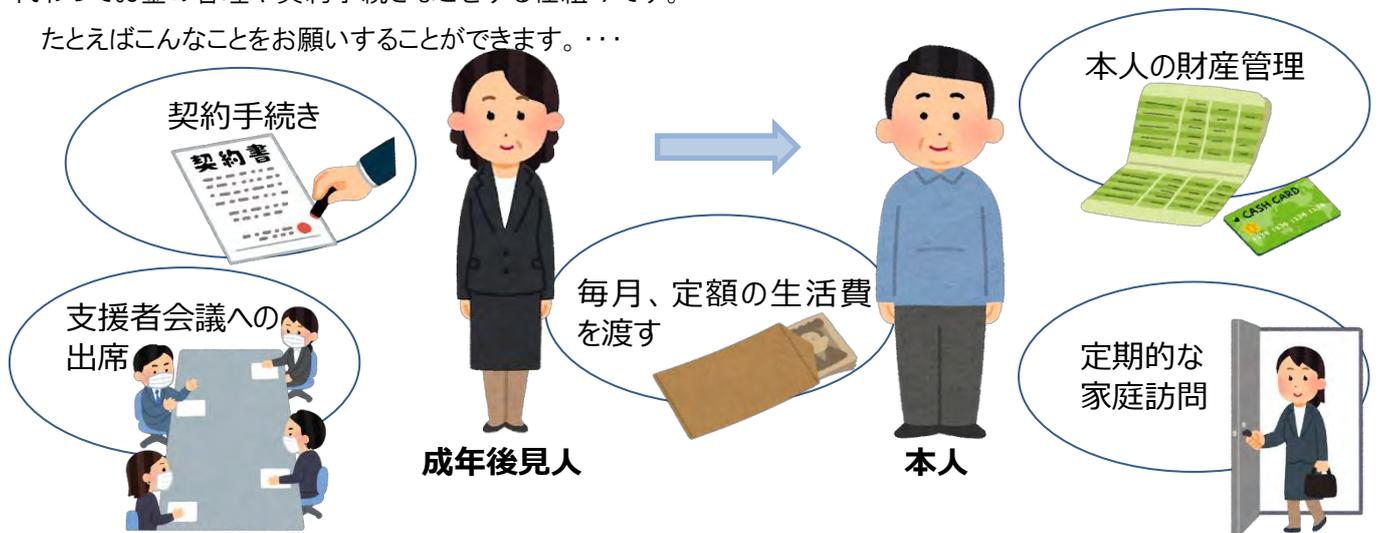
障害者扶養共済制度

保護者が死亡または重度障害になった時、障害のある子どもに毎月 2 万円（一口）の年金が生涯にわたり支給される制度。加入できるのは障害者を扶養している満 65 歳未満の人。一口当たりの掛金は 35 歳未満で月 9,300 円。5 歳刻みで上昇します。例えば 45～50 歳未満は 17,000 円、60～65 歳未満は 23,300 円になります。

成年後見制度

判断力が不十分な人の財産や権利を守るため、その人を保護して援助する人(成年後見人)を付けてもらい、本人に代わってお金の管理や契約手続きなどをする仕組みです。

たとえばこんなことをお願いすることができます。…



弁護士などの専門職に後見人を依頼すると長期間費用がかかり、一度契約したら本人が亡くなるまで止められない、どんな人が選任されるか分からないなど使いにくい問題点が指摘されていることから、制度の見直しが進められています。必要な時にスポット的な使い方が可能になれば将来的にもっと広がっていく制度ではないかと思います。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

成年後見制度と似ていますが、利用ごとに費用を支払う仕組みで、ある程度判断力のある人に向いています。小金井市の支援内容と費用はこのようになっています。

<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理 (ATM引き出し、支払いの手続きなど) ・定期的な訪問 	1回1時間まで：1,500円 (30分超えるごとに+600円) ※通帳を預かる場合は1時間まで3,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・財産関係書類等預かりサービス (通帳・実印・契約書類など) 	月額1,000円

講演視聴後のアンケートの意見

事例が多く分かり易かった。

どうしたらよいか迷っていた。
一歩踏み込む必要を感じた。

複雑な信託制度。どこを掘り下げればよいか理解できた。

過渡期にある成年後見制度
の今後に期待したい。

小金井市で、手当のある障害と
そうでない障害があることが
はっきり明示されて良かった。

地域のつながりを持つこと
の大切さがわかった。

家族が準備しておくことは
何かを知ることができた。

小金井の場合はどうなのか、
がわかることで我が事として
イメージできた。

障害者雇用率が現在の 2.3%から 2.7%に段階的に引き上げられることが決定されました(令和6年4月に 2.5%、令和8年7月に 2.7%)。また、令和6年4月より、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者について、週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満でも、雇用率上 0.5 カウントとして算定できるようになります。

週所定労働時間	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満	10 時間以上 20 時間未満
身体障害	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害	1	1※	0.5

※当分の間、雇用率上、雇い入れからの期間に関係なく、1カウントとして算定

これまで、当センターにも週 20 時間未満なら働けるかもしれない、といったご相談をいただくことがありましたが、なかなか受け入れ先が見つからず、別の方法を検討することも多くありました。令和 6 年度からは、今までより短時間の就労を検討しやすくなるのではないかと期待しております。週 20 時間未満の就労や、就労継続支援 B 型を利用しながらの就労など、一人一人に合った多様な働き方を実現できるよう、支援をしていきたいと思っております。

研修参加報告

「トラウマのある人の理解と支援」

トラウマとは、心理的な傷つき体験により恐怖や不快感をもたらし続ける「心的外傷」の事をいい、生きている限りトラウマティックなイベント(災害・戦争・死別・離別・疾病・虐待等)は誰にでも起こりうることです。

実際に心的外傷を受けると自律神経が乱れ体に影響が出ます。PTSD 症状や感情の変化、感覚の変化や過敏、トラウマ状況をきっかけとして生じ得る精神疾患など心理的反応が起こります。(その症状が一か月以上継続し、社会生活や日常生活の機能に支障をきたしている場合、医学的に PTSD と診断される)

トラウマを受けた時に、過酷な状況であったが助けてくれる人がいたり、共に乗り切る仲間がいたり、成長することができた場合は比較的守られる要因となりますが、助けがなかったり、反復したり、貧困やスティグマ(差別や偏見)の場合はより苦しくなり、再発の脅威が続き出来事を思い出すような状況にさらされる事が悪化させる要因になります。

トラウマ体験を負った人の支援者は二次受傷しやすいと言われており、被害者に再トラウマ体験を負わせないように、支援者がトラウマに対する知識を得てしっかり準備をする事が大事なのだと思えて学びました。



令和4年度 実績報告

新規登録者手帳別(人)	身体障害	1
	知的障害	7
	精神障害(発達含)	14
	重複	0
	手帳なし・他	0
合計		22
新規就労者数	一般就労	9
	福祉就労(A型)	0
相談件数(件)		7364



昨年のクリスマス会